

○みなかみ町日中一時支援事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第79号

(目的)

第1条 みなかみ町日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障害児者を一時的に預かることにより、障害児者に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、みなかみ町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者等)

第3条 この事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2項に規定する65歳未満の障害者及び障害児とする。ただし、65歳に達する以前より法に定める指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの提供を継続して受けている者で特に町長が必要と認めた場合は利用できるものとする。

2 サービスの提供日数は、1月あたり10日（80時間）を上限支給量とする。ただし、介護者の状況等から特に町長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（平25告示11・平30告示31・令3告示37・一部改正）

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、日中一時支援事業利用登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、日中一時支援事業利用承認・不承認決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、承認した障害児者を日中一時支援事業利用登録名簿（様式第3号）（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

(利用登録の有効期限及び更新申請)

第6条 前条の規定による承認決定の認定期間は、承認を行った日から起算して、1年内とする。ただし、承認決定を受けた日以降に18歳に到達する者については18歳に到達する月の末日までとし、月の初日に18歳に到達する者については前月末日までとする。

2 利用者が、認定期間満了後も引続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1ヶ月以内に第4条に規定する申請を行わなければならない。

（平21告示57・平23告示87・令3告示37・一部改正）

(利用の変更及び廃止)

第7条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、日中一時支援事業利用登録変更(廃止)届(様式第4号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

第8条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第9条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用料等)

第10条 利用者は、利用料として第12条に定める額の10分の1を乗じ1円未満を切り捨てて得た額とし、利用者が直接事業者に支払うものとする。ただし、月額の上限は別に定めるものとする。

2 別表に規定する適用区分の各区分に該当する障害の程度は、次に定めるとおりとする。

(1) 障害者

18歳以上の障害者又は15歳以上の障害児であって法に基づく障害支援区分。ただし、障害支援区分未判定者については適用区分を区分2以下とする。

(2) 障害児

法における障害児短期入所の支給決定に係る、5領域11項目の調査項目に基づく障害区分

(3) 重症心身障害児・者

児童相談所等において重症心身障害児・者の認定を受けた者

(4) 遷延性意識障害者等

遷延性意識障害者等又は筋萎縮性側索硬化症等の疾患を持つ者

3 入浴、食事及び送迎等に係る費用は、それぞれの事業者ごとに定め、利用者が直接事業者を支払うものとする。

(平19告示49・平25告示11・平30告示31・令3告示37・一部改正)

(利用料の免除)

第11条 町長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用料を免除することができる。

- (1) 災害等により所得に著しい減少があり、又は支出に著しい増加があると認めた場合
- (2) その他町長が特に必要があると認めた場合

2 前項の規定により、費用負担額の免除を受けようとする者は、日中一時支援事業利用料免除申請書（様式第5号）により町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の申請に基づき費用負担額の免除を決定したときは、日中一時支援事業利用料免除決定・却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（委託料）

第12条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は、別表に掲げる費用から第10条に規定する利用者負担金を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。ただし、この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、町長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 町長は、前項の請求のあった日から翌月末までに内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

（平21告示57・一部改正）

（遵守事項）

第13条 事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日告示第49号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日告示第57号）

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年11月22日告示第87号）

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第11号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日告示第31号）

この告示は、平成30年3月22日から施行する。

附 則（令和3年3月16日告示第37号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第61号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第12条関係）

（平21告示57・一部改正）

（1）障害者日中一時支援（日中活動系サービスを利用しない場合）適用区分

適用区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
利用時間					
4時間以下	1,225円	1,405円	1,560円	1,893円	2,225円
4時間超8時間以下	2,450円	2,810円	3,120円	3,785円	4,450円
8時間超	3,675円	4,215円	4,680円	5,678円	6,675円

（2）障害者日中一時支援（日中活動系サービスを利用する場合）

適用区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
利用時間					
4時間以下	415円	578円	768円	1,273円	1,453円
4時間超8時間以下	830円	1,155円	1,535円	2,545円	2,905円
8時間超	1,245円	1,733円	2,303円	3,818円	4,358円

（3）障害児日中一時支援（日中活動系サービスを利用しない場合）

適用区分	区分1	区分2	区分3
利用時間			
4時間以下	1,225円	1,483円	1,893円
4時間超8時間以下	2,450円	2,965円	3,785円
8時間超	3,675円	4,448円	5,678円

(4) 障害児日中一時支援（日中活動系サービスを利用する場合）適用区分

適用区分	区分 1	区分 2	区分 3
利用時間			
4 時間以下	415円	673円	1,273円
4 時間超 8 時間以下	830円	1,345円	2,545円
8 時間超	1,245円	2,018円	3,818円

(5) 重症心身障害児・者日中一時支援事業（日中活動系サービスを利用しない場合）

*看護体制が、7：1以上をとる医療機関

適用区分	重症心身障害児・者
利用時間	
4 時間以下	6,500円
4 時間超 8 時間以下	13,000円
8 時間超	19,500円

(6) 重症心身障害児・者日中一時支援事業（日中活動系サービスを利用しない場合）

適用区分	重症心身障害児・者
利用時間	
4 時間以下	6,000円
4 時間超 8 時間以下	12,000円
8 時間超	18,000円

(7) 遷延性意識障害児・者日中一時支援事業（日中活動系サービスを利用しない場合）

適用区分	重症心身障害児・者
利用時間	
4 時間以下	3,500円
4 時間超 8 時間以下	7,000円
8 時間超	10,500円

(8) 重症心身障害児・者日中一時支援事業（日中活動系サービスを利用する場合）

*看護体制が、7：1以上をとる医療機関

適用区分	重症心身障害児・者
利用時間	
4 時間以下	6,200円
4 時間超 8 時間以下	12,400円
8 時間超	18,600円

(9) 重症心身障害児・者日中一時支援事業（日中活動系サービスを利用する場合）

適用区分	重症心身障害児・者
利用時間	

4 時間以下	5,675円
4 時間超 8 時間以下	11,350円
8 時間超	17,025円

(10) 遷延性意識障害児・者日中一時支援事業（日中活動系サービスを利用する場合）

適用区分	重症心身障害児・者
利用時間	
4 時間以下	3,250円
4 時間超 8 時間以下	6,500円
8 時間超	9,750円